

第9回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年3月19日(金) 午後1時30分～午後2時20分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	清家祥一
9	清家茂	10	山本一人	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(名)

--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第6 議案第45号 令和3年春季農業機械利用料金の設定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主任	岡崎秀太
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第9回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>ようやく春らしくなりまして、桜もちょうど見ごろになっております。今日、農業委員会の総会に出てくるにあたって、周辺の田んぼを見ていますと、トラクターがぼつぼつと動き回っているということで、もう春になりますと、また農作業が大変せわしくなろうと思いますが、くれぐれも怪我の無いように農作業をしていただけたらと思います。今日は第9回の総会ということで、それぞれお手元に資料が配られているので、その内容に従いまして、ご審議していただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、__14__名であります。</p> <p>また、__塩崎推進委員、松原推進委員、酒井推進委員__より欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第9回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に2番 <small>のぶてる</small>山下展輝委員、3番 <small>ともゆき</small>兵頭知幸委員、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>それでは順位1番について、高田委員より説明願います。</p>
高田委員	<p>失礼します。議席番号6番 高田です。</p> <p>議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第41号 順位1番 説明】</p>

高田委員	3月15日に譲渡人、譲受人、清家農業委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第41号 順位1番 説明】</b>
高田委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、谷口委員より説明願います。
谷口委員	失礼します。議席番号13番 谷口です。 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第41号 順位2番 説明】</b>
谷口委員	3月15日に譲渡人、譲受人、田邊推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第41号 順位2番 説明】</b>
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。

議 長	続いて、順位3番について、高田委員より説明願います。
高 田 委 員	失礼します。議席番号6番 高田です。 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第41号 順位3番 説明】
高 田 委 員	3月15日に譲受人、清家農業委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第41号 順位3番 説明】
高 田 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
議 長	はい、山本委員。
山 本 委 員	はい、事務局にお尋ねしたいのですが、農地の平均単価などは譲受人には説明はされてますでしょうか。反当たり100万となっていますがかなり高額、3.5平米、35万円かなり高額だと思うのですが。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	はい、現地調査の時に高田委員とともにそこについても触れさせてもらったのですが、そこは双方同士の決め方で決めてもらったのですが、相場とかそういったところまではこちらからは提示はしていなかったのですが、周りを見てもらって、周りが宅地に囲まれた場所になっていますのでそのあたりも含んだ金額になっているのだと思うのですがきちんと耕作といいますか耕していただいて、野菜とか植えていただくと確認できていますので、これはしかたがないのかなと。
議 長	はい、高田委員。
高 田 委 員	今の、事務局が説明した通りなのですが、自宅が一番最後のページ、地図と見えますか地籍図見てもらったと思うのですが、578番地が申請人、譲受人の宅地であります。そこに住宅があります。341番地も住宅と見えて、周りもかなり住宅ということで、どうしてもですね、宅地並みの価格ということで、そして、合わせてですね、これは農業経営では物語れないということで、譲渡人と交渉もしたらしいのですが、譲渡人は交渉できず、後見人というのがあり事情があって、後見人が司法書士でどうしてもこの単価じゃなかったら、売買しないという言いようなことで、かなり粘ったらしいので、安くしてほしいと言ったが相手にしてもらわなかった、というような事情でどうにも高く買わざるを得なかったということで、尚、本

	人は将来的に、宅地にする予定はないということで、農地のまま住宅の隣で畑として。
議長	高田委員の補足説明でしたが、山本委員よろしいですか。
山本委員	はい。
議長	他にご意見はございませんか。
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位4番について、山下委員より説明願います。
山下委員	失礼します。議席番号2番 山下です。 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第41号 順位4番 説明】</b>
山下委員	3月15日に譲渡人、申請代理人、岡本推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第41号 順位4番 説明】</b>
山下委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて日程第3「議案第42号」と日程第4「議案第43号」については関連案件であるため担当委員にまとめてご説明いただき、その後にそれぞれ

	の議題について委員の皆さまにご審議いただくことといたします。
議 長	それでは、日程第3 議案第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、日程第4 議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 それぞれ順位1番について山下委員より説明願います。
山 下 委 員	議席番号2番 山下です。 議案第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第42号 順位1番 説明】
山 下 委 員	3月15日に申請人、岡本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第42号 順位1番 説明】
山 下 委 員	以上により、農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
山 下 委 員	続いて、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第43号 順位1番 説明】
山 下 委 員	3月15日に譲受人、岡本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第43号 順位1番 説明】
山 下 委 員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。 それでは、まず議案第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
議 長	はい、高田委員。
高 田 委 員	議席番号6番 高田です。申請人の人、現在の住宅取り壊して、そこに新しく建築したいと言うような申請だと思うのですが、現在も違反転用のままでありますので、現在の住宅、既存のままで申請をすべきじゃないかというふうに思うのですが、新しく建築したい建築の計画書で申請するのではなく、既存の住宅で違反転用してますから、宅地に転用したいという申請を出すのではと思うのですが、ちょっと疑問に思うのですが、事務局どうですか。
議 長	はい、事務局。

事務局	はい、すみません。申請書の書き方でちょっとニュアンスが難しいのですが、現在の住まいというのが過去に遡っての前に住んでいた家が老朽化して住めないということで、今、建っているものがそのとき新しくしたものになります。
高田委員	はい、わかりました。
議長	はい、他にご意見ありませんか。
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第42号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	日程第5 議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 まず、順位1番から37番までを一括審議し、順位38番以降は該当委員退席後に審議します。 順位1番から37番まで事務局より説明願います。
事務局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	<b>【議案書に基づき、議案第44号 順位1番から37番まで 説明】</b>
事務局	以上でございますご審議の程よろしくお願いたします。
議長	ただ今、順位1番から37番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。

		(質問、意見等なし)	
議	長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から37番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。	
各	委	員	異議なし。
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から37番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。	
議	長	〇〇〇〇委員は退席願います。	
		(〇〇〇〇委員 退席)	
議	長	それでは、順位38番について事務局より説明願います。	
事	務	局	順位38番について説明します。
			<b>【議案書に基づき、議案第44号 順位38番 説明】</b>
事	務	局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議	長	ただ今、順位38番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。	
		(質問、意見等なし)	
議	長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位38番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。	
各	委	員	異議なし。
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位38番は原案のとおり決定させていただきます。	
議	長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。	
		(〇〇〇〇委員 着席)	
議	長	〇〇〇〇委員は退席願います。	
		(〇〇〇〇委員 退席)	
議	長	それでは、順位39番から41番について事務局より説明願います。	



事務局	順位39番から41番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第44号 順位39番から41番 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位39番から41番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位39番から41番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位39番から41番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議長	日程第6 議案第45号「令和3年春季農業機械利用料金の設定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	議案第45号「令和3年春季農業機械利用料金の設定について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第45号 説明】
事務局	以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第45号「令和3年春季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第45号「令和3年春季農業機械利用料金の設定について」、原案のとおり設定することといたします。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。

議	長	以上で第9回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
		議事録署名委員
		2番
		3番